

令和 2 年度

第 4 回 久留米市文化財保存活用地域計画協議会

◆ 日 時 令和 2 年 7 月 2 9 日 (水) 1 4 : 0 0 ~

◆ 会 場 えーるピア久留米 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室

市民文化部文化財保護課

令和 2 年度 第 4 回 久留米市文化財保存活用地域計画協議会

令和 2 年 7 月 2 9 日（水）

1 4 時 0 0 分より

えーるピア久留米 3 階

3 0 1 ・ 3 0 2 学習室

次 第

- 1 開会のことば
- 2 課長挨拶
- 3 前回までの経過と指摘事項について
- 4 協 議
 - (1) V 章 歴史遺産の保存活用に関する方針 について
 - (2) VI 章 歴史遺産の保存活用に関する措置 について
 - (3) 保存活用の推進戦略と推進プログラム について
- 5 今後のスケジュール
- 6 その他
- 7 閉会のことば

番号	主な意見・質疑	対応
(1) I章 久留米市の歴史文化の特徴について		
1	P53 歴史文化の特徴 下から5行目 耳納山地西端には古代より <u>人々のメルクマールとして高良山が聳え、筑後川と相まった</u> → 言い回しに、やや聞きなれない特殊な感じがある。下線部は言い換えもしくは、省略しても良いかと思う。	語句・文章変更
2	P53 写真撮影地点の記載	追加
3	P54「台地や山麓を」を「平野部のみならず台地や山麓を」とする。	文章修正
4	54頁10行 「その治水・利水技術の向上によって、筑紫平野は肥沃な穀倉地帯となり、」筑後川の治水・利水が始まったのは近世初期からである。この文章を読むと、それ以前の時期から治水・利水が始まったような印象をうける。「肥沃な穀倉地帯」は近世から現代までの地域開発によって作られたものである。江戸前期の大石・長野堰など、中期の床島堰などの大工事によって耕地面積が拡大したものである。この辺をふれて欲しい。	文章修正
5	54頁15行 「多様な産業が開花した近世末期、日本のゴム産業の発展に貢献した・・・」多様な産業が開花した近世末期と何を意味するのか不明。またこの文章でいけば日本のゴム産業の発展に貢献した倉田・石橋の二者の活躍は明治30年代以降の話ですが、江戸末期とも取られそうな書きかたです。少し江戸時代の事と近代の事績との整理を行うべきです。	文章修正
6	P55 概念図は（引出文字を）一つのまとまりで説明をしたほうが分かりやすいと思う。	図を修正。Ⅶ章へ移動
(2) II章 基本理念と基本方針について		
7	P56 基本理念 筑後川と生きる「歴史のまち 久留米」～ 歴史遺産とともに見つけ、守り、伝える ～ → このサブタイトルの表現が後ろに来ているのは・・・こちらがメインか？（表現のしかたが疑問）	基本理念を 筑後川と生きる「歴史のまち 久留米」～地域とともに、歴史遺産を見つけ守り、活かし伝える～へ変更。全てが基本理念
8	56頁4行「市民や地域住民」に少し疑問。基本理念の最後の方では「市民」でまとめられている。「市民の地域での日々の暮らしの中で継承されて・・・」などで解決できそう。「地域住民」を使用するなら、地域の住民の性格規定が必要でないか。	文章修正
9	「多種多様な歴史遺産を生み出し、現在まで継承されてきました」ではなく、自分ならば「多種多様な歴史遺産にかこまれ、それに育てられ、継承してきたものです。」と書く。基本理念は自分ならば「～歴史遺産とともに	文章修正

	生き、守り、伝える～」と書く。	
10	タイトルの「ともに見つけ」と呼応して、本文中の下から三行目は「本市は、今後も本市の歴史遺産を市民とともに <u>見つけ、守り、伝える</u> 」にしてはどうか。	文章修正
11	P57 保存と活用はややもすると保存のためには活用を制限する必要があるとか、活用を図るためには保存措置を緩和する必要があるというような対立するものではなく、保存と活用をどちらか一方に比重を置くのではなくうまく調和がとれた取組みが必要である旨の文言を入れたらどうか。歴史遺産の活用に配慮した保存と歴史遺産の保存に向けた活用ということがよく理解できないと思う。	基本方針に文章追加 調和や均衡の語句を盛り込んだ
(3) III章 基本的な考え方について		
12	歴史遺産を持続的に守るためには、どうすればよいのか？活かすというのは、どのように活用が可能なのかを具体的に話し合い、考慮する方針とはいかなるものかを多くの人々に参加してもらい、意見交換のできる機会を作ることも大切と考える。	計画策定にあたっては、聞き取り調査やワークショップを行っている。今後も多くの人との意見交換の機会を設けていく予定である。計画中にも市民等との連携が図られる機会の設定について記載することを検討している。
13	好循環という言葉はよくわからない。保存と活用が循環するのか？保存と活用の均衡と好循環の推進か？	文章修正
14	図がよく理解できない。「活用に配慮した保存」とは例えば、歴史遺産を多くの人に見てもらうために、様々な配慮をするというものかと、なんとなく理解できそうですが、「保存に向けた活用」がよくわからない。保存するために活用して金を稼ごうとか言う事なのかと思う。インバウンドが国の政策となっていることから、この発想が出てきたと思うが、今回のコロナ禍で、その政策は破綻しており、新たな国の将来像をどう作っていくのかが求められていると思う。この危機は新たな社会を生み出す大きな事になると思う。地域の歴史的な財産をどう守り、どう地域づくりに役立させるのかというような、地域に立脚した取組みが必要と思っている。	「活用に配慮した保存」は、歴史遺産を把握し、調査を進めることで価値を明らかにし、適切に維持管理していくことで、多くの人達と価値を共有し、活かすことにつなげたいと考えている。 「保存に向けた活用」とは、社会教育や学校教育、まちづくりや地域振興、観光振興、情報発信などに取組むことによって、人と歴史遺産のつながりを生み出していくことを考えている。教育や観光などは目的ではなく、手段の一つであると考えている。人々が歴史遺産を身近に感じ、関係性を生み出すことで、保存へとつなげて行きたい。
(4) IV章 基本方針実現のための課題について		
15	文化遺産、歴史遺産への市民の関心を得ることが最も重要で、その為には、研究機関との連携も大切であるが、教育機関を含む市民への公表やフォーラムディスカッションなど勉強会を定期的に持続されること。などがそこに多岐に渡る人々を絡めて、参加し協働（参働）者を得る工夫をすることなど。	検討し、措置に反映する
16	専門職員の現職ではなくとも経験豊富な専門職の先生方のご協力を得ることは貴重であると考えている。たとえば、久留米市美術館の一階	検討し、措置に反映する

	<p>スペースでの埋蔵文化財や有形文化財、無形文化財を含めて、展示と講演会などを定期的に行なう。市民にも興味を持つ人々は多く、また観光としても文化財や文化財の修復光景は世界にも発信できる内容と思う。二階の美術館と共に一階での筑後の歴史と風土が感じられる展覧が常にあることは、来館者にとっては一石二鳥かと思う。</p>	
17	<p>P64 (3) 観光振興への活用 長期間滞在できる仕組みづくり・・・と表現されている部分</p> <p>本市においても MICE の誘致の最大の強みになるユニークベニューとしての文化財活用環境を整えることは、観光振興（およびシティプラザ活用）の喫緊の課題であるので、もう少し課題や必要性について、観光客の誘致というより、会議等の誘致の件として踏み込んで表現して欲しい気がする。</p>	<p>文章修正済み 検討し、措置に反映する</p>
18	<p>(4) 情報・魅力の発信 本文 5 行目 しかし、インターネット環境にない世代や関心が低い市民など、広く市民に伝えるには、さらに効果的な手法を検討していく必要がある。</p>	<p>検討し、措置に反映する</p>
19	<p>下線部を並記するのは言い回しに違和感を感じるので省略してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信が効果的に行われていない ・関心のない市民に伝えたり、インターネット環境にない世代に伝える手法の検討が必要 	<p>記載方法を統一</p>
20	<p>P61 建築や土木系→建造物</p>	<p>多様な分野の専門職へ修正</p>
21	<p>歴史遺産を活用したまちづくりをするためには拠点施設が久留米市内に何か所か必要。この拠点施設は国指定などの建物群などではなく、例えば「地域遺産活用センター」などの施設を考えている。さらにそれを統括する上での「久留米市筑後川博物館」などの施設が必要とおもう。観光を目指すとしても市の歴史を展示する施設がなくては、バケツから水が漏れるようなものだろう。さらに、歴史遺産を活用するなら、財政的な支援が必要である。市の予算の何%がその事業に支出する「歴史遺産活用基金」などの予算措置があれば、この事業も前進するとおもう。</p>	<p>拠点施設については検討して、措置に反映する</p>

歴史遺産の保存活用		歴史遺産の保存活用に関する措置		推進 進捗	推進プログラム 推進方策	主体		実施期間	
基本方針実現のための課題	歴史遺産の保存活用方針					地域/団体	市	前期/中期/後期	
1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す 仕組づくりに関する課題		1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくりに関する方針 -歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す-		1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくりに関する措置		(仮称) 筑後川遺産(関連文化財群)をプラットフォームにした戦略的な事業推進			
(1) 地域との協働	(1) 地域とともに保存活用に取り組む仕組づくり	(1) 地域とともに保存活用に取り組む仕組づくりに関する措置							
<ul style="list-style-type: none"> 所有者、市民、市民団体等の活動把握が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史遺産を守り伝えてきた所有者、歴史遺産の保存活用に取組む市民、市民団体等を発掘する。 	1) 所有者、市民、市民団体等の活動把握	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や市民団体等の活動調査 ●担い手や活動の登録バンクの創設とリスト作成 						
<ul style="list-style-type: none"> 所有者、市民、市民団体等との連携が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者、市民、市民団体等相互の横断的なつながりを生み出す。 	2) 所有者、市民、市民団体等への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の創設 ●顕彰制度の創設 ●支援制度の創設 ●情報提供依頼受付システムの構築 ●地域主催の行事運営の支援 ●地域による調査への技術的支援及び場の提供 ●地域による維持管理への技術的支援 						
<ul style="list-style-type: none"> 地域との協働を支える仕組が不十分 		3) 市民参加型の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史遺産保存活用協議会(仮称)の開催 ●歴史遺産市民活動連絡会議の開催 ●市民参加型プロジェクトの推進 ●文化財保存活用支援団体の指定 ●各地域の歴史遺産保存活用に関する指導的人材の配置 ●担い手マッチング制度の創設 ●市民活動促進のための周知活動 						
(2) 体制づくり	(2) 保存活用の仕組を動かす体制づくり	(2) 保存活用の仕組を動かす体制づくりに関する措置							
<ul style="list-style-type: none"> 多様な分野に精通した専門職員が不足 	<ul style="list-style-type: none"> 専門職員の適切な配置と育成を図る。 	1) 専門職員の採用と配置	<ul style="list-style-type: none"> ●専門職員の継続的な配置 ●専門職員採用のための情報発信 						
<ul style="list-style-type: none"> 専門職員の知識や経験の研鑽が不十分 		2) 専門職員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁や福岡県、他自治体主催の研修会への参加 ●協力体制の構築 ●研修会、勉強会の開催 						
<ul style="list-style-type: none"> 国や県、その他関連部局との連携が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> 国や県、その他関連部局との連携を強化する。 	3) 文化財の保存活用体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内関係部局との会議、ワークショップの開催 ●関連部局の歴史遺産講習会の実施 ●業務に応じた庁内横断的プロジェクトチームの編成 ●文化財部局の横断的業務の設定 						
<ul style="list-style-type: none"> 保存活用に資する制度や事業への対応が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> 国や県からの情報収集、そして制度や事業の積極的な活用に向けた検討に取り組む。 	4) 様々な補助制度等の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的風致維持向上計画等の策定 ●他局事業の活用 ●民間活力の活用 						

歴史遺産の保存活用		歴史遺産の保存活用に関する措置		推進プログラム 推進方策	主体		実施期間		
基本方針実現のための課題	歴史遺産の保存活用方針				地域/団体	市	前期/中期/後期		
2.活用に配慮した歴史遺産の保存に関する課題	2.活用に配慮した歴史遺産の保存に関する方針 -歴史遺産を見つけ、守る-	2.活用に配慮した歴史遺産の保存に関する措置		(仮称)筑後川遺産(関連文化財群)をプラットフォームにした戦略的な事業推進					
(1)歴史遺産の把握と調査・研究 ・ 歴史遺産の調査・研究が不十分	(1)歴史遺産を見つけ、価値を明らかにする ・ 歴史遺産の調査継続と拡大、資料整理に取り組む。	(1)歴史遺産を見つけ、価値を明らかにする措置 1) 歴史遺産の総合的把握調査や悉皆調査等の実施			●小学校別歴史遺産の調査とマップ作成 ●埋蔵文化財の調査と遺物整理 ●歴史的建造物の調査 ●美術工芸品、古文書など有形文化財の調査 ●地域に伝わる伝統文化の調査 ●収蔵品、収蔵資料の再調査と再評価 ●調査・研究施設(埋蔵文化財センター・調査事務所)の確保と充実				
	・ 歴史遺産の追跡調査を行う。	2) 歴史遺産の巡回・モニタリング・記録作成			●定期的な見回り、定点調査の実施 ●映像撮影、記録作成 ●記録内容の更新				
・ 大学や教育・研究機関との連携が不十分	・ 大学や教育・研究機関との連携による調査・研究を推進する。	3) 研究会、交流会等の開催			●久留米大学、久留米工大、久留米高専との連携 ●市内外研究機関との連携 ●定期的な研究会・シンポジウム開催				
・ 調査・研究の成果を公表する機会の確保が不十分	・ 調査・研究成果を公表する機会や場の確保に取り組む。	4) 調査・研究成果の報告会等の開催			●市内施設を活用した調査・研究成果の報告会の開催 ●定期講演会の開催				
		5) 調査・研究データベースの作成と公開			●調査成果の一元化 ●調査成果のデジタル化 ●調査成果の公開				
(2)歴史遺産の保存・継承 ・ 歴史遺産の日常的な維持管理が不十分	(2)歴史遺産を守り、共有する ・ 歴史遺産の日常的な維持管理の推進に向けて、所有者、市民、市民団体等との連携に取り組む。	(2)歴史遺産を守り、共有する措置 1) 所有者、市民、市民団体等との連携			●所有者との定期的な連絡 ●校区コミュニティセンターとの定期的な連絡 ●校区別文化財保護指導員や文化財リーダーの配置 ●文化財パトロール隊の結成				
・ 歴史遺産の劣化等の進行	・ 歴史遺産の修理、復旧、記録等を推進する。	2) 歴史遺産の修理			●筑後国府跡、装飾古墳、久留米城、神籠石、御塚・権現塚古墳など史跡の保存整備 ●指定文化財や所蔵資料の修理・修繕 ●古墳や遺跡の保存管理基準の策定				
	・ 歴史遺産の劣化等を生じさせる環境の改善を図る。	3) 歴史遺産の指定・登録			●歴史遺産の指定・登録の推進				
・ 自然災害、人災への懸念	・ 文化財防災の強化を図る。	4) 歴史遺産の保存施設の整備			●収蔵施設の改修及び集約化 ●収蔵施設への空調、防虫設備の導入 ●新たな収蔵施設の確保 ●収蔵展示施設整備				
		5) 複製品の作成と公開			●脆弱遺物や展示不可能資料の複製品の作成と公開				
・ 無形の歴史遺産を継承する担い手の減少	・ 歴史文化の担い手を育成する(修理の技術・技能)。	6) 防災体制の構築と防災訓練の実施		●文化財防災マニュアルの作成 ●消防署・消防団と連携した防災訓練の実施					
		7) 防災設備の充実と更新		●自然災害に効果的な防災設備等の充実 ●史跡等の予防的な整備 ●人災に効果的な防災設備等の充実					
・ 歴史遺産に対する周知が不十分	・ 歴史遺産の現状を共有する。	8) 伝統技術の継承支援		●技術講習会等の開催の推進 ●技術を披露・継承機会創出の推進 ●技術保持者(団体)のリスト化					
	・ 歴史遺産の現状を情報化する。	9) 歴史遺産の記録保存		●無形民俗の記録保存 ●無形の技等の記録保存 ●歴史遺産リスト(個表)の作成					
		10) 歴史遺産に関する情報の集約		●ボランティアによる歴史遺産調査の実施 ●コミュニティセンターへの定期的な聞き取り調査 ●専門家による歴史遺産調査の実施 ●情報集約方法の構築、運用					
		11) 歴史遺産データベースの制作と公開		●歴史遺産データベースのデジタル化と公開					

歴史遺産の保存活用		歴史遺産の保存活用に関する措置		推進期	推進プログラム		実施期間		
基本方針実現のための課題	歴史遺産の保存活用方針				推進方策	主体 地域/団体/市	前期/中期/後期		
3.歴史遺産の保存に向けた活用に関する課題	3.歴史遺産の保存に向けた活用に関する方針 -歴史遺産を活かし伝える-	3.歴史遺産の保存に向けた活用に関する措置		（仮称）筑後川遺産（関連文化財群）をプラットフォームにした戦略的な事業推進					
	(1)学校教育・社会教育における活用 ・ 歴史遺産の保存活用と社会教育との連携が不十分	(1)歴史遺産を守り、活かす学校教育・社会教育の推進に取り組む -ひとづくり- ・ 地域の歴史・文化を学ぶ場や機会の確保を進める。	(1)歴史遺産を守り、活かす学校教育・社会教育の推進に関する措置 1) 社会教育の推進 ●市内各地での歴史講座、企画展開催等の推進 ●シンポジウム、ワークショップ等開催の推進 ●歴史遺産に関わる職場体験イベントの開催 ●出前講座の開催						
	・ 歴史遺産の保存活用と学校教育との連携が不十分		2) 学校教育の推進 ●小・中学校、高校、大学などでの出前講座、出前授業の開催 ●小・中・高校、大学との連携事業の創出 ●大学での授業（博物館等） ●夏休みの宿題の題材提供 ●小・中学生向け体験イベント、ワークショップの開催 ●小・中学校、高校、大学と連携した地域の祭事運営 ●歴史遺産を用いた食育メニューの開発						
	(2)まちづくり・地域振興への活用 ・ 歴史遺産の保存活用とまちづくりとの連携が不十分	(2)歴史遺産を守り、活かすまちづくりや地域振興の推進に取り組む -まちづくり- ・ 歴史遺産を守り、活かすまちづくり・地域振興の事例を増やし、周知する。	(2)歴史遺産を守り、活かすまちづくりや地域振興の推進に関する措置 1) まちづくりの推進 ●地域の調査や情報収集の推進 ●ワークショップ開催等の推進 ●パンフレット発行等の推進 ●歴史遺産を活かしたまちづくり拠点の整備 ●歴史遺産を活用した移住促進 ●歴史遺産のブランド化の推進						
	・ 歴史遺産の保存活用と地域振興との連携が不十分		2) 地域振興の推進 ●自治会活動の推進 ●子供会、婦人会、老人会活動等の推進 ●コミュニティセンターと連携したイベント開催						
	(3)観光振興への活用 ・ 歴史遺産の保存活用と観光振興との連携が不十分	(3)歴史遺産を守り、活かす観光振興の推進に取り組む -にぎわいづくり- ・ 歴史遺産を守り、活かす観光振興の推進に取り組む。	(3)歴史遺産を守り、活かす観光振興の推進に関する措置 1) 観光コンベンション国際交流協会等との連携 ●歴史遺産を紹介するガイドの研修会の実施 ●歴史遺産を活かしたPRコンテンツの作成 ●観光客が集まる場面等にガイドの派遣 ●位置情報を活用し、歴史遺産に触れられるアプリの開発						
			2) 歴史遺産を活用した文化観光の推進 ●社寺等歴史遺産の観光拠点化						
			3) 歴史遺産を活かす民間事業者との連携 ●歴史的建造物の宿泊施設、飲食店、物品販売店等への活用 ●歴史遺産を取り入れた観光イベント企画の実施 ●歴史遺産をモチーフにした商品開発 ●ユニークメニューの推進 ●民間施設への紹介パネル、複製品等の展示 ●DMOの推進 ●民間事業者への歴史遺産情報の提供						
	(4)価値や魅力の情報発信 ・ ITを活用した情報発信が不十分	(4)歴史遺産の価値や魅力の情報発信の推進に取り組む -拠点づくり- ・ AR、VR、MR等の手法を取り入れ、効果的な情報発信を強化する。	(4)歴史遺産の価値や魅力の情報発信の推進に関する措置 1) 多様な発信 ●情報通信技術を用いた情報発信 ●広報誌、新聞などによる情報発信 ●歴史遺産の価値や魅力が分かるAR、VR、MRの開発 ●情報発信イベントの実施						
	・ ITに対応できていない世代や関心が低い市民等への対応が不十分	・ 多くの人が訪れやすい、訪れたい展示施設を確保する。	2) 歴史遺産の拠点づくり ●既存施設を活用した展示空間の設定 ●歴史遺産の収蔵展示施設の設定						
	(5)歴史遺産を取り巻く環境 ・ 多種多様な歴史遺産を効果的に活用する環境づくりが不十分	(5)歴史遺産を取り巻く環境の保全、整備に取り組む -環境づくり- ・ 歴史遺産を群として、重点的に守り、活かしていく。	(5)歴史遺産を取り巻く環境の保全、整備に関する措置 1) 歴史遺産の群としての保存活用 ●ルートづくりの推進 ●ルートマップの作成 ●歴史ストーリーシートの作成 ●デジタルアーカイブの作成						
	・ 案内動線のユニバーサルデザイン化が不十分		2) 案内板、解説版等の充実 ●多言語化、ユニバーサルデザインに対応した案内板、解説版の設置 ●情報発信コンテンツとの連携						
	・ 歴史遺産と一体となった周辺環境づくりが不十分		3) 周辺景観の保全、形成 ●景観計画との連携 ●保存活用地域の指定 ●歴史遺産と一体となった周辺環境の形成 ●歴史遺産周辺の整備						

久留米市文化財保存活用地域計画

(2020.7.29 時点版)

久留米市

序

平成 30 年（2018）の第 196 回国会（通常国会）において、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立、平成 31 年（2019）4 月 1 日から施行されました。

文化財保護法第 183 条の 3 には、「市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。」と明記されました。この「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」が地域計画です。

本計画は、前述した文化財保護法第 183 条の 3 に位置づけられる地域計画であり、久留米市が作成し、文化庁長官の認定を受けるものです。

目次

はじめに 久留米市文化財保存活用地域計画について	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 策定の体制と経過	3
3. 計画の対象	5
4. 計画期間	6
5. 計画の構成	6
6. 上位・関連計画との関係	7

歴史文化のまちづくり

I 章 久留米市の歴史文化の特徴	14
1. 久留米市の概要	14
2. 久留米市の歴史遺産	49
3. 久留米市の歴史文化の特徴	55
II 章 基本理念と基本方針	58
1. 基本理念	58
2. 基本方針	59

歴史遺産の保存活用

III 章 基本的な考え方	62
IV 章 基本方針実現のための課題	63
1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくりに関わる課題について	63
2. 歴史遺産の活用に配慮した保存に関する課題	64
3. 歴史遺産の保存に向けた活用に関する課題	65

V章 歴史遺産の保存活用に関する方針67
1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくりに関する方針67
－歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す－	
2. 活用に配慮した歴史遺産の保存に関する方針－歴史遺産を見つけ守る－68
3. 歴史遺産の保存に向けた活用に関する方針－歴史遺産を活かし伝える－69
VI章 歴史遺産の保存活用に関する措置71
1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくりに関する措置71
2. 歴史遺産の活用に配慮した保存に関する措置73
3. 歴史遺産の保存に向けた活用に関する措置75
VII章 保存活用の推進戦略（くるめ方式）78
1.（仮称）筑後川遺産（関連文化財群）79
VIII章 推進プログラム81

はじめに 久留米市文化財保存活用地域計画について

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

久留米市は、福岡県南地域に広がる筑紫平野の中央部に位置し、豊かな自然環境のもと人口30万人が暮らす中核都市です。恵まれた地理的環境のもと、太古の昔から人々が行き交い生活を送ることで、人々の生きた証である歴史遺産が市内各地に広がっています。これらの歴史遺産は、久留米らしさを形成し、郷土愛やアイデンティティの醸成に欠くことのできないものであるとともに、現在及び将来のまちづくりのためになくしてはならないものです。

本市では、市内に所在する歴史遺産の調査・把握を行い、重要なものについては国・県・市の指定等により堅実な保存活用を進めるなど、長年にわたって歴史遺産の保護に取り組んできました。他方、久留米市新総合計画第三次基本計画（平成27～31年度）においては、将来像の一つである「誇りが持てる美しい都市久留米」を支える施策のうち「四季と歴史が見えるまち」の中で、「魅力ある歴史資源を活かしたまちづくり」を掲げており、歴史遺産を地域において守り、活かす取組の更なる推進が求められています。

他方、国の方では、近年の社会環境の変化に対し、平成19（2007）年「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」が示されました。ここでは、文化財の周辺環境を保護していく視点が盛り込まれ、地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず、その周辺環境まで含めて幅広く捉えることが必要とされ、総合的に保存・活用する必要性が示されました。更に、平成29（2017）年に文化審議会により「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」が答申されると、平成30（2018）年6月に文化財保護法が改正、翌年平成31（2019）年4月に施行されました。社会環境の変化による文化財の滅失や散逸等を防ぐため、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要であるため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る内容が盛り込まれたところです。改正文化財保護法には、都道府県の示す文化財保存活用大綱（以下、大綱）を踏まえ、市町村による文化財保存活用地域計画（以下、地域計画）の作成と、文化庁長官による認定が制度化されました。これらの仕組により、各地域において中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための取組を計画的・継続的に実施できるようになり、また、地域の文化財行政が目指す方向性や取組の内容が“見える化”されることで、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画した地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組が促進されるようになりました。取組の対象は、保護法第2条に規定される文化財に加え、埋蔵文化財や保存技術、さらには各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産も含めた幅広いものとなっています。

以上を踏まえ、本市においても、市民等と協力し総がかりで市内に所在する歴史遺産を守り、活かしていく「久留米市文化財保存活用地域計画」の策定に対する関心が高まってきたところです。

(2) 計画策定の目的

本計画は、上記のような背景を踏まえ、時代の転換点を乗り越え、計画的かつ持続的な歴史文化のまちづくりに向けた、歴史遺産の保存活用を推進するマスタープランとして策定するものです。市民が身近な歴史文化にふれ、郷土愛やアイデンティティの醸成つながり、さらには学校・社会教育や地域振興、観光振興など、久留米の新たな魅力の創出につながる歴史文化のまちづくりを進めることを目的とします。本計画では、久留米市の歴史文化の特徴を明らかにし、特徴を踏まえた歴史文化のまちづくりのための基本理念と基本方針を設定し、その上で、方針を実現するための具体的な措置を定めていきます。

策定にあたっては、平成31年度、令和2年度に国による「文化遺産総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画等作成支援事業）」の採択を受けています。

2. 策定の体制と経過

(1) 策定体制

1) 久留米市文化財保存活用地域計画協議会

本市は、計画作成とその後の運用に係る協議会として、久留米市文化財保存活用地域計画協議会を発足しました。

協議会メンバーは、市民及び団体等の代表者や商工、観光、教育、歴史や文化財の有識者等で構成しています。

(五十音順)

部会	氏名	種別	勤務先・役職等
有識者 (6名)	◎赤司 善彦	生涯学習 (考古学)	大野城こころのふるさと館 館長 (元九州国立博物館展示課長 福岡県文化財保護課長)
	吉田 洋一	歴史(近現代史)	久留米大学文学部 教授
	松岡 高弘	建築	有明工業高等専門学校創造工学科 教授
	段上 達雄	民俗	別府大学文学部 教授
	永松 義博	天然記念物	有識者(南九州大学名誉教授)
	古賀 正美	歴史(近世史)	有識者(久留米大学非常勤講師)
保存団体 (2名)	松枝 小夜子	文化財保存団体	公益財団法人久留米耕技術保存会
	立石 雅文	文化財保存団体	草野風流保存会 会長
関連分野 (5名)	松本 良一	学校教育	久留米市教育センター 所長
	○矢次 恵美子	観光	NPO法人久留米ブランド研究会 事務局長
	森山 有希子	観光	公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 事務局長
	深山 和義	まちづくり	久留米市校区まちづくり連絡協議会 副会長
	穴見 英三	商工	久留米商工会議所 専務理事
行政 (2名)	杉原 敏之	企画調整	福岡県文化財保護課 参事補佐兼係長
	入佐 友一郎	計画策定	福岡県文化財保護課 参事補佐兼係長

◎：委員長 ○：副委員長

2) 庁内協議及び調整

関連部局との意見交換等を通じ、市域において現在取り組んでいる事業、今後予定される事業等を把握し、総合計画への反映や役割分担等の調整を図ります。

(2) 計画策定の経過

本計画の策定の経過は以下のとおりである。

表 計画策定の経過

年度	月日	実施内容
平成 30 (2018)	—	平成 31 年度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付申請
令和元 (2019)	4月1日	「平成 31 年度地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画等作成）の採否について（通知）」において、採択が通知
	6月30日	市議会において、久留米市文化財保存活用地域計画協議会が久留米市附属機関に位置付けられる（久留米市条例第 8 号）
	7月1日	教育民生常任委員会において、久留米市文化財保存活用地域計画協議会規則（久留米市教育委員会規則第 5 号）制定
	7月4日	平成 31 年度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）補助金交付決定通知
	8月1日	久留米市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱・任命
	8月5日	久留米シティプラザにおいて、令和元年度第 1 回久留米市文化財保存活用地域計画協議会開催
	11月3日	大善寺校区老人会への出前講座にて、校区の歴史文化の情報提供を呼びかけるワークショップを実施（231 名）
	11月8日	重要文化財高良大社境内・史跡高良山神籠石指定地内の高良会館において、ユニークヴェニューとして令和元年度第 2 回久留米市文化財保存活用地域計画協議会
	11月9日	久留米まち旅博覧会（古墳めぐり）において、久留米の歴史文化の特徴についてのワークショップを実施（20 名）
	1月22日	御井町のまちおこし団体・元気会とともに、地域の歴史遺産を考えるワークショップ開催（16 名）。
	2月13日	田主丸商店街理事会とともに地域の歴史遺産を活用した地域振興を考えるワークショップを開催（8 名）。
3月18日	田主丸商店街の歴史遺産を再発見するワークショップを開催。	

※ 久留米市文化財保存活用地域計画協議会 協議事項

年度及び回数	開催年月日	協議事項
令和元年度第 1 回	令和元年 8 月 5 日	(1) 文化財保護法改正と文化財保存活用地域計画 (2) 久留米市の概要と文化財の保存活用状況 (3) 久留米市文化財保存活用地域計画について (4) 作成の体制とスケジュール
第 2 回	令和元年 1 1 月 8 日	(1) 久留米市文化財保存活用地域計画の構成と I 章 久留米市文化財保存活用地域計画について (2) II 章 久留米市の歴史文化の特徴について
第 3 回	令和 2 年 3 月 10 日 (中止のため書面による意見聴取)	(1) 基本理念・基本方針・基本的な考え方について (2) 課題について
令和 2 年度第 1 回		
第 2 回		
第 3 回		

3. 計画の対象

(1) 対象と用語の定義

本計画では、市内に所在する全ての歴史遺産を対象とします。

計画の対象とする歴史遺産は、文化財として指定・選定・登録等を受けた歴史遺産（以下、指定等文化財）だけではありません。指定・選定・登録等を受けていないものの6つの類型（※注1）に当てはまる歴史遺産（以下、文化財）、そして未だ把握されておらず、価値付けされていない地域に伝わる物語や味、匂いなど、地域にとって大切に、これからも残していきたいと思う「モノ」「コト」なども含みます。

（※注1）6つの類型

文化財保護法には、「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「史跡名勝天然記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6つの類型が規定されています。これらの中で価値が高いと評価された歴史遺産が、国、県、市により指定・登録・選定などの保護措置が図られます。

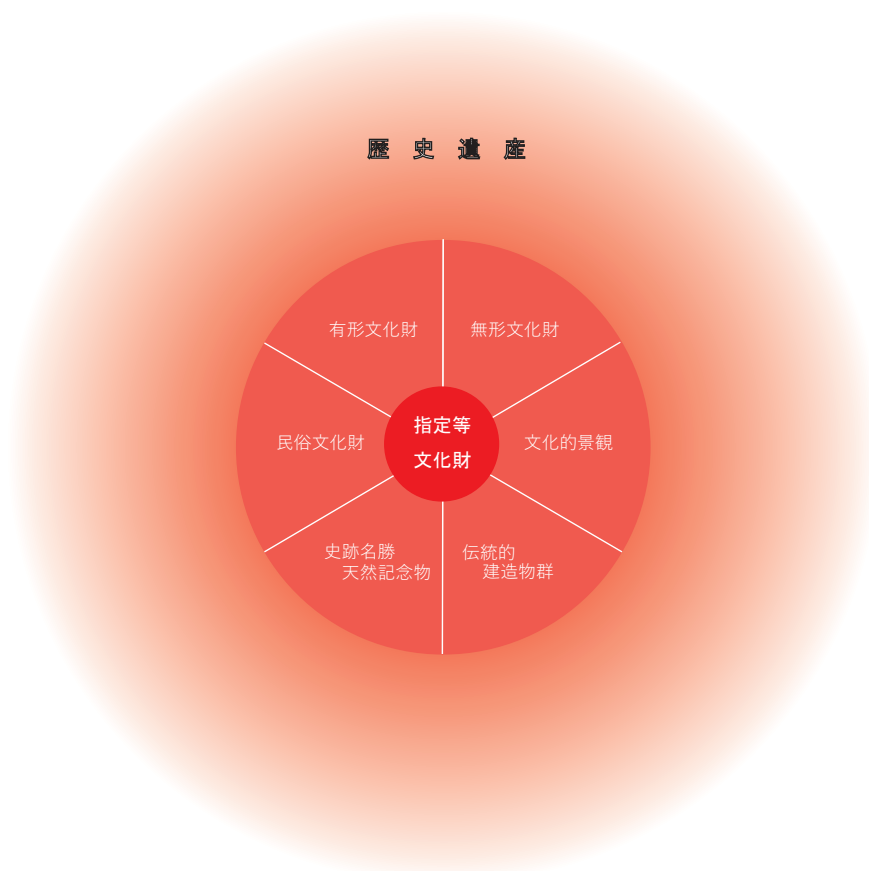


図 「歴史遺産」「文化財」「指定等文化財」のイメージ

(2) 対象範囲

本市に存在する歴史遺産は、先人たちによって長い年月をかけて育まれてきました。その広がりや、市内一部地域に限られるものや、市内に収まらず近隣市町村に広がるものもあります。地域計画は、各市町村における文化財の保存活用に関する目標や取組の具体的な内容を盛り込むものであることから、本計画の対象範囲は久留米市全域約 229.96 km²となります。

4. 計画期間

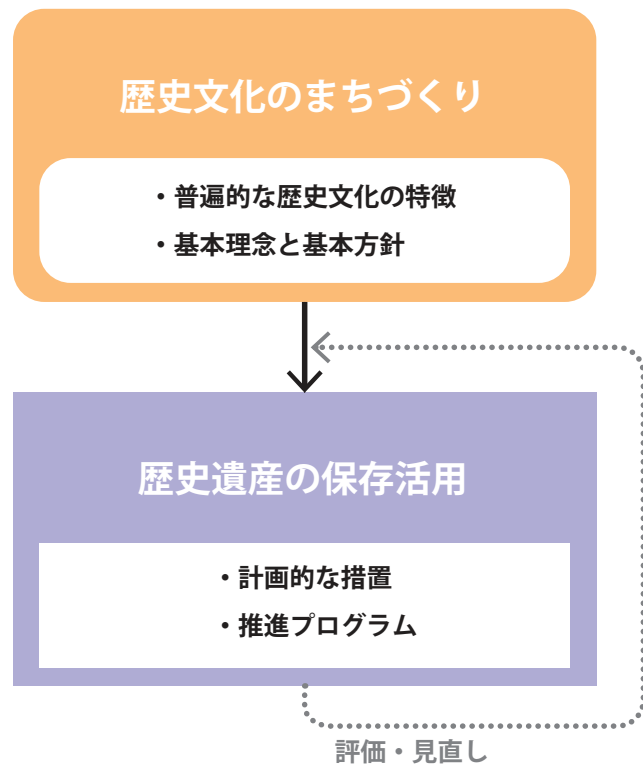
この計画の計画期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）の 10 年間とします。

その上で、久留米市新総合計画とローリングする計画と位置付けることから、同計画第 4 次基本計画が満了する令和 7 年度（2025 年度）に見直しを図ります。また、計画期間内に定期的に開催する久留米市文化財保存活用地域計画協議会を通して進捗を管理し、計画期間内においても適宜、見直しを行うこととします。

5. 計画の構成

「はじめに」から II 章までは「歴史文化のまちづくり」を推進していくにあたり、本市の現状と普遍的な歴史文化の特徴を捉え、基本理念と基本方針を示します。

これを踏まえ、III 章から VII 章では基本理念と基本方針を実現するために必要な、「歴史遺産の保存活用」に関する計画的なアクション（措置）を設定し、推進プログラムを定めます。推進プログラムは上位計画との連携を図りながら、適宜、評価、見直しを行っていきます。



6. 上位・関連計画との関係

本計画の推進にあたって、歴史遺産の保存活用に関連し、整合や連携が求められる上位・関連計画を以下に整理します。

(1) 上位計画

1) 久留米市新総合計画 基本構想（平成13（2001）年度～令和7（2025）年度）

本市は、平成12年（2000）に21世紀における都市づくりの指針となる久留米市新総合計画基本構想を定めました。「水と緑の人間都市」を都市づくりの基本理念に、「誇りがもてる美しい都市久留米」、「市民一人ひとりが輝く都市久留米」、「活力あふれる中核都市久留米」の3つの都市像を久留米市の将来像として掲げ、戦略性と協働性を基本視点とした都市づくりを総合的に推進することとしています。また、「誇りがもてる美しい都市久留米」の実現のため「四季と歴史が見えるまち」を施策の方向性の一つとし、貴重な歴史遺産を未来へ継承することの大切さと同時に、地域の歴史遺産を活用することによって、誇りが持てる地域社会を創造していくことを提唱しています。

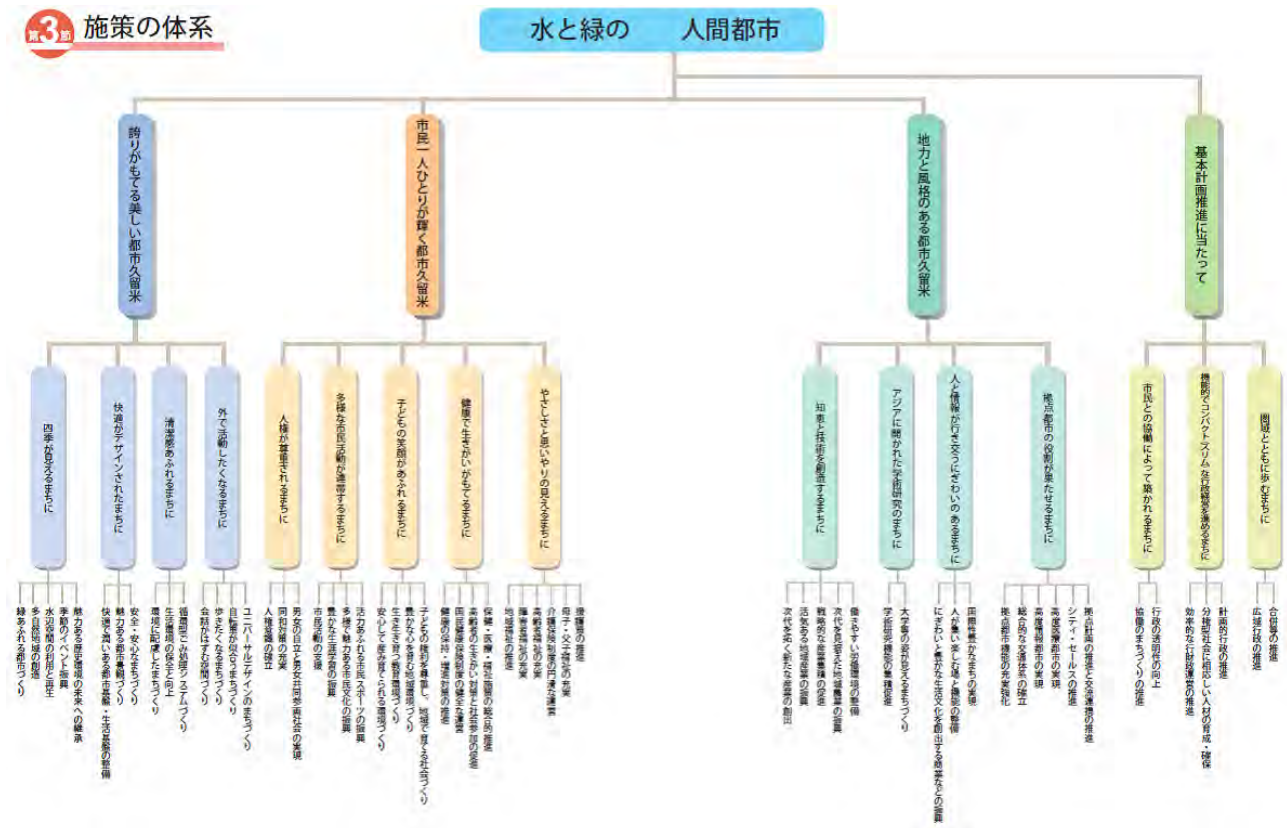


図 久留米市新総合計画の体系

2) 久留米市新総合計画 第4次基本計画(令和2(2020)年度～令和7(2025)年度)

基本計画は、基本構想を実現するために基本的施策の方向を体系的に示すとともに、戦略的施策の方向などを示した、市民、事業者、団体及び行政が共有化し、協働して取り組む都市づくりの地域社会計画です。第4次期基本計画は、時代の変化を的確にとらえた都市づくりを推進し、市民と行政が協働して次の時代へ歩みだす「新たな時代への飛躍」の期間に位置付け、「住みやすさ日本一」を目指した新しいまちづくりが提唱されています。

目指す都市の姿「誇りがもてる美しい都市久留米」を実現するための施策として、「魅力ある歴史資源の活用」があげられ、歴史資源の適切な保存と活用、魅力的な歴史ストーリーの構成、地域との協働による観光プログラムの構成や情報発信に取り組むことが示されています。

3) 久留米市「教育に関する大綱」(平成27(2015)年度～平成31(2019)年度)

地方教育行政法の改正に伴い、平成27年度に定めた本市における教育に関する大綱で、「一人ひとりを大切にした、未来を担う人づくり」を理念とします。学校教育や社会教育、文化芸術・スポーツなど各分野の考え方や施策の方向性を示す3つの基本方針と各分野の中心施策等を示した7つの基本目標により構成され、基本目標「(2) 特色ある教育の推進」の中で、多様な歴史資源の魅力を子どもたちに伝え、郷土愛を育むために、郷土の自然や文化、歴史などをテーマに探求的な学習を行う「くるめ学」に取り組み、併せて、質の高い文化芸術などに触れ、感性や創造性を育む取組の推進など、特色ある教育を進めていくことが示されています。

4) 久留米市地方創生総合戦略(久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

(平成27(2015)年度～平成31(2019)年度)

「まち・ひと・しごと創生法」に基づく国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を受け、久留米市人口ビジョンの将来展望を踏まえ、基本計画に掲げる人口305,000人を維持することを目的として総合戦略期間内の目標や施策の基本的方向、具体的な施策等をまとめています。

基本目標の一つとして「久留米市への新しい人の流れをつくる」ことを掲げ、「観光と文化で人を呼び込む」ことを目指しています。事業の展開としては「歴史ルートづくり事業」を掲げ、本市の魅力を市民に再発見してもらうとともに、交流人口の増加を目指し、高良山と耳納北麓エリアの魅力ある地域資源を、歴史的な切り口で紹介し、あわせて拠点となる歴史遺産等の環境整備事業を行うこととしています。

(2) 関連計画

1) 久留米市文化芸術振興基本計画（平成 27（2015）年度～平成 31（2019）年度）

文化芸術の振興に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 18 年（2006）4 月に制定した「久留米市文化芸術振興条例」に基づき策定した計画です。

「市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米」を基本理念とし、「文化施設や暮らしの身近な場所で、さまざまな文化芸術を鑑賞したり、活動する人が増え、豊かな心と創造性が育まれるまち」を目指しています。計画の柱の一つとして「久留米ならではの文化資源を活かした都市魅力の創造」を掲げ、具体的には文化財や伝統文化の保存・継承とその活用による郷土愛の醸成、文化・観光・産業分野の事業におけるイベント会場として、歴史的建造物や史跡等の積極的活用などに取り組むこととしています。

2) 久留米市都市計画マスタープラン（平成 24（2012）年度～令和 7（2025）年度）

都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、概ね 20 年後の目指すべき将来像を明示し、都市づくりの課題に対応した整備等の方針を定めています。市全体の目指すべき都市の将来像を示す「全体構想」と、市域の 5 つの地域像を示す「地域別構想」の 2 つで構成され、「全体構想」では 8 つの都市整備の方針を示しています。この内「水と緑のまちづくりの方針」において地域固有の文化財を活かした公園づくりの推進を謳い、「景観形成の方針」では歴史・文化的景観を保全するとともに、地域資源の発掘に努め、個性豊かな景観づくりに活用していくこととしています。

3) 久留米市緑の基本計画 2018（平成 16（2004）年度～令和 6（2024）年度）

都市緑地法に基づく計画で、本市が目指すべき緑の将来像を定め、その実現に向けて、緑化の保全から公園緑地の整備、管理、その他公共公益施設、民有地の緑化推進までの緑全般についてどのように緑を守り、創り、育てるのかの指針となります。

「水と緑にいだかれた 人が花笑む 水緑花（みりょくか）都市・くるめ」を基本理念とし、6 つの基本方針を定めています。その内、「久留米の原風景の水緑花の継承」の施策として、耳納山地や筑後川等、本市の骨格となる緑地保全や農地の保全・活用、地域のシンボルとなる樹木の保全、久留米つつじ等の緑花木の継承を位置づけています。また、「新たな水緑花拠点の創出」の施策として、公共公益施設は 20%以上の緑化面積の確保を目指すこととしています。

4) 久留米市景観計画（平成 23（2011）年度～）

本市は平成 20 年度（2008）に景観法に基づく景観行政団体となり、23 年度（2011）に久留米市景観計画を策定しました。その後、平成 27・30 年度（2015・2018）に 2 度見直しを行っています。基本理念「芸術家が愛したふるさとの風景を守り・育み、次代につなぐ、美しいまち久留米」のもと、「歴史・文化を継承する景観づくり」を目標の一つとしています。

5) 久留米市環境基本計画（平成 23（2011）年度～令和 2（2020）年度）

「ずっと暮らしたい心地よいまちグリーンエコシティくるめ」の実現のため、「心地よい暮らしを守る〈快適な生活環境の保全〉」を基本目標の一つとして掲げています。この施策は「市民が健康に暮らせて、水と緑豊かな魅力ある景観や地域の個性をつくり出す歴史的・文化的遺産があり、ゆとりとうるおいを感じるまち、市民が快適な環境の中で暮らすことができるまちをめざす」ことを基本的な方向性とし、歴史的・文化的遺産や歴史的な町並みを守り、地域の特性を生かした整備・活用を図ることを謳っています。

6) 久留米市観光・MICE 戦略プラン（久留米とんこつ戦略プラン）

（平成 27（2015）年度～平成 31（2019）年度）

市民や事業者、関係団体や市が相互に連携、協働し、本市全体で観光・MICE の振興を図るための指針を示しています。筑後地方の方言で「おもてなし」を意味する「ほとめき」の心を大切にした「ほとめきコンシェルジュ」を基本理念とし、7つの基本方針を掲げています。基本方針「地域資源を活かした観光の推進」の中で、歴史や伝統文化を活かすことを基本施策として謳い、市内に点在する史跡や神社仏閣等の地域資源を活かし、旅行事業者などと連携した誘客の取組や観光商品づくりを進めることとしています。

7) 久留米市地域防災計画（平成 31 年（2019）2 月～）

災害対策基本法に基づき、市や防災関係機関が防災対策として行うべき業務、教育や訓練等の災害予防、災害情報の発令・伝達や避難、消火、救助など災害応急対策や復旧対策に関する内容を定めています。この内、災害予防計画において、「災害に強い施設づくり」のための「文化財の災害予防対策」を位置づけ、「文化財防火デー」を活用した広報活動、倒壊等の防止対策及び落下等による破損防止対策、古墳、遺跡等の点検整備などを位置づけています。

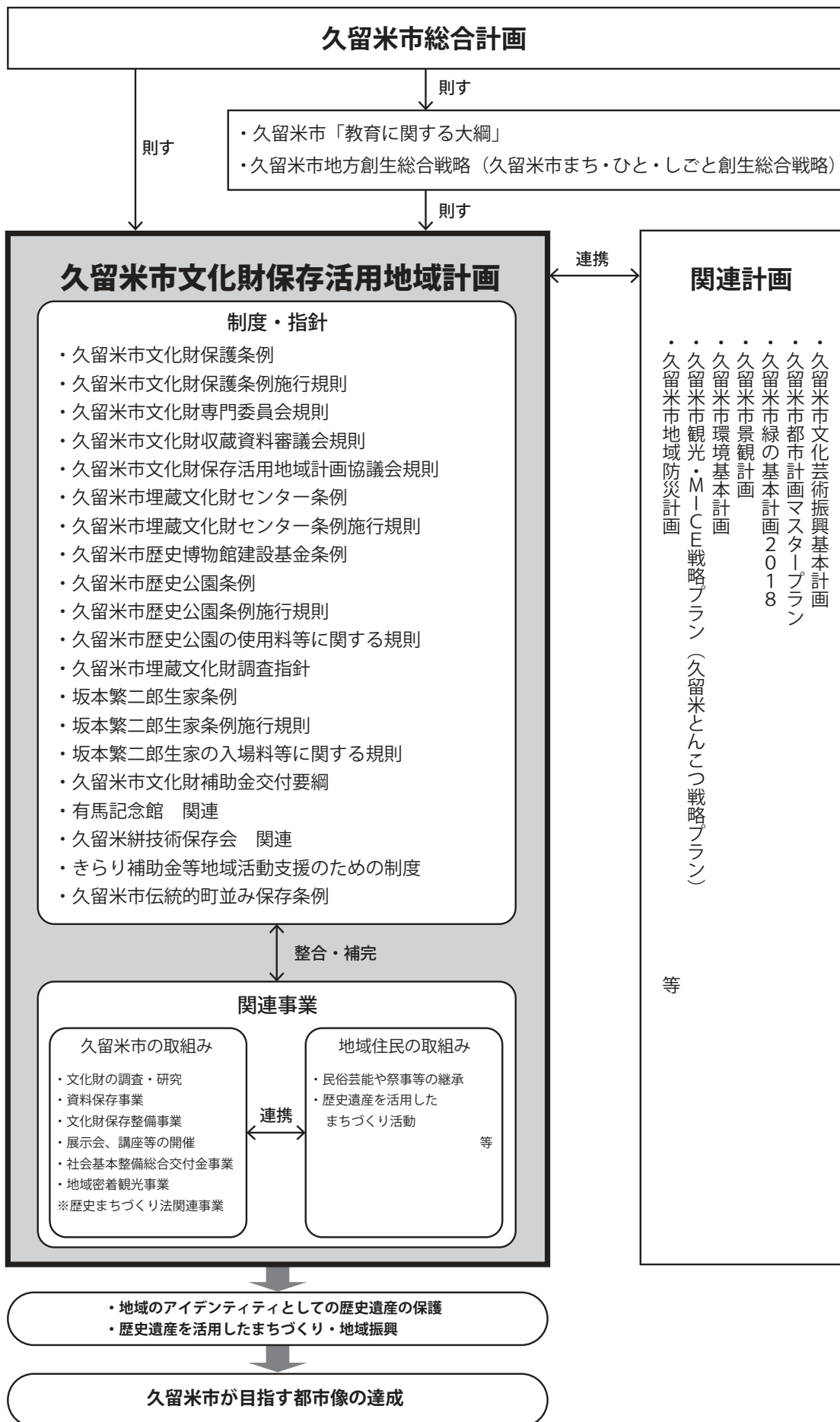


図 久留米市文化財保存活用地域計画と上位・関連計画の関係